

働き方改革 無料相談窓口開設のご案内

平成31年4月から「働き方改革関連法」が順次施行され、会員企業の皆様におかれましても労務管理面での様々な見直しに取り組みおられることと存じますが、取り組むべき内容は個々の企業様、業種等により様々で、必ずしも同じではありません。

当会議所では、令和3年1月から令和3年3月にかけて、北海道働き方改革推進支援センターと共同で、社会保険労務士の専門相談員による「**働き方改革個別相談窓口(無料)**」を開設いたします。「経営者」・「従業員」の双方にメリットがある改革を進めるために、専門相談員による相談窓口をご利用ください。



【専門相談員】

藤田 貴史 氏 藤田貴史社会保険労務士・中小企業診断士事務所
(中小企業診断士、社会保険労務士、
中小企業庁北海道よろず支援拠点コーディネーター)

1. 開設日時：令和3年1月～令和3年3月末までの各月2回開設

※相談窓口スケジュール (1相談あたり約1時間)

令和3年1月	2月	3月
15日(金)	12日(金)	11日(木)
21日(木)	25日(木)	25日(木)

- ・午前：10:00～11:00、11:00～12:00
- ・午後：13:00～14:00、14:00～15:00、15:00～16:00

2. 相談料：無料
3. 開設場所：北見経済センター 2階 特別会議室 (住所：北見市北3条東1丁目2)
4. 利用方法：相談は事前予約制となりますので、当所までお電話にてお申込み願います。

北見商工会議所 地域振興部 担当：武田・宮本 電話：0157-23-4111

○相談事例

- ① 同一労働同一賃金ガイドラインを参考にした非正規雇用労働者の処遇改善について
- ② 最低賃金の引き上げに向けた生産性向上など環境整備について
- ③ 時間外労働を削減する為の効率化や、業務の繁閑に対応した勤務体制の確立について
- ④ 利用可能な各種助成金(雇用調整助成金等)に関するアドバイスやその申請方法
- ⑤ 就業規則の作成方法、賃金規定の見直しなど
- ⑥ 人材の確保、育成を目的とした雇用管理改善など人材不足への対応について